

愛知県教育委員会建設工事等入札参加者等選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県教育委員会建設工事等指名審査会議（以下「会議」という。）における入札参加者及び委託者（以下「入札参加者等」という。）の選定方法を定めるものとする。

(発注の種類)

第2条 発注の種類は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事
- (2) 設計、測量、調査等委託業務（以下「委託業務」という。）

(建設工事の等級区分)

第3条 建設工事の等級区分は、次のとおりとする。

等級	一般建築工事	電気設備工事及び管工事	汚水処理工事	修繕・模様替工事	一般土木工事	その他工事
A	3億円以上	7,000万円以上	6,000万円以上	1億5,000万円以上	8,000万円以上	1,000万円以上
B	3億円未満	7,000万円未満	6,000万円未満	1億5,000万円未満	8,000万円未満	1,000万円未満
	1億円以上	2,500万円以上	2,000万円以上	3,500万円以上	4,000万円以上	500万円以上
C	1億円未満	2,500万円未満	2,000万円未満	3,500万円未満	4,000万円未満	500万円未満
	2,000万円以上	1,000万円以上		1,000万円以上	1,500万円以上	250万円以上
D	2,000万円未満	1,000万円未満	—	1,000万円未満	1,500万円未満	250万円未満

(選定基準)

第4条 建設工事の入札参加者は、愛知県建設局・都市整備局・建築局競争入札参加資格者の登録及び格付要領第2条の規定に基づく入札参加資格者名簿に登録され、別表第1及び第2に定める発注工事の種類及び委託業務の業務区分に対応する業者であって、前条の表の等級区分に対応する等級の業者の中から選定する。ただし、必要がある場合は、当該等級より上位又は下位の等級の業者の中から選定することができる。

- 2 前項に規定する入札参加資格者名簿に格付等級の定めのない工事の業者については、総合数値を勘案して選定する。
- 3 委託業務の委託者は、別表第3によって得られた数値を勘案して選定する。
- 4 前3項の選定にあたっては、次の事項に注意しなければならない。
 - (1) 不誠実な行為の有無その他の信用状態
 - (2) 工事・業務の成績
 - (3) 技術者の状況
 - (4) 当該工事に対する地理的条件
 - (5) 当該工事施工についての技術的適性

(選定基準の特例)

第5条 建設工事等が次の各号の一に該当する場合は、前条の規定にかかわらず入札参加者等を選定することができる。

- (1) 災害復旧工事等で、緊急又は短期間で完了する必要があるとき
- (2) 特定の機械又は技術を必要とするとき
- (3) その他特に必要があると認めるとき
(指名停止等)

第6条 不誠実な行為をした業者があるときは、指名競争入札への参加を一定期間停止するものとし、その期間は会議で決定するものとする。

2 前項の場合において、当該業者が不誠実な行為等をしたことを知ったときから会議で審議されるまでの間、当該業者の選定については慎重を期するものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会議において定める。

附 則

この要領は、平成16年 4月1日から施行する。

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

この要領は、令和 2年 4月1日から施行する。

別表第1

	発注工事の種類	左の工事種類に対応する業種
1	一般土木工事	土木工事業
2	舗装工事	舗装工事業
3	造園・植栽工事	造園工事業
4	解体工事	とび・土工工事業
5	建築塗装工事	塗装工事業
6	機械設備工事	機械器具設置工事業
7	電気設備工事	電気工事業
8	管工事	管工事業
9	空調工事	
10	電気通信工事	電気通信工事業
11	一般建築工事	建築工事業
12	内装仕上工事	内装仕上工事業
13	防水工事	防水工事業
14	建具工事	建具工事業
15	消防施設工事	消防施設工事業

(注) 発注工事の種類については、上記のほか建設業法、昭和47年3月18日付け建設省計建発第46号の建設省計画局長通知によるものとする。

別表第2 委託業務内容

部門	業務区分	業務内容
設計	建築設計	建築一般
	設備設計	設備一般
調査測量		一般測量
		地質調査、その他調査

別表第3 委託業務に係る業者の総合点数算定方法

[数値算定式]

$$\text{数値 (300 点満点)} = 3 \times A + B + 5 \times C + D$$

A = 年間平均実績高の点数 (10~30 点)

希望する業種に係る直前2か年の年間平均実績高に応じ、下記表Aの点数表に掲げる点数

B = 自己資本額の点数 (10~30 点)

次の式で得た自己資本額数値に応じ、下記表Bの点数表に掲げる点数

自己資本額数値 = 自己資本額 ÷ 全体 (測量、設計、調査等委託業務) の年間平均実績高 × 100

C = 有資格者数の点数 (10~30 点)

希望する業種に係る別記の審査対象となる資格に掲げる資格者の数に、X又はY欄に該当する倍数を乗じて得た数値を合計した数値 (合計数値) に応じ、下記表Cの点数表に掲げる点数

D = 営業年数の点数 (10~30 点)

営業年数に応じ、下記表Dの点数表に掲げる点数

下記表A 年間平均実績高の点数表

年間平均実績高	点数
20 億円以上	30
10 億円以上 20 億円未満	25
5 億円以上 10 億円未満	20
1 億円以上 5 億円未満	15
1 億円未満	10

下記表B 自己資本額の点数表

自己資本額数値	点数
10 以上	30
5 以上 10 未満	20
5 未満	10

下記表C 有資格者数の点数表

合計数値	点数
110 ~	30
65 ~ 109	25
40 ~ 64	20
15 ~ 39	15
~ 14	10

下記表D 営業年数の点数表

営業年数	点数
35 年以上	30
25 年以上 35 年未満	25
15 年以上 25 年未満	20
5 年以上 15 年未満	15
5 年未満	10

別記

審査対象となる資格

部門	業種区分	X	Y
設計	建築設計	48. 1級建築士 98. 構造設計1級建築士 99. 設備設計1級建築士	49. 2級建築士 97. 建築設備士
	設備設計	48. 1級建築士 97. 建築設備士 99. 設備設計1級建築士	49. 2級建築士
測量	一般測量	50. 測量士	51. 測量士補
	航空写真測量		
建設コンサルタント	河川、砂防及び海岸・海洋	別添「建設コンサルタント関係資格(1)～(3)」のとおり	
	港湾及び空港		
	道路		
	上水道及び工業用水道		
	下水道		
	農業土木		
	森林土木		
	水産土木		
	造園		
	都市計画及び地方計画		
	土質及び基礎		
	鋼構造及びコンクリート		
建設環境			
地質調査		1. 技術士建設部門 (土質及び基礎) 21. 技術士応用理学部門(地質)	86. 地質調査技士
補償コンサルタント	土地調査	50. 測量士 87. 土地家屋調査士 88. 司法書士	51. 測量士補 94. 補償業務管理士
	土地評価	89. 不動産鑑定士	90. 不動産鑑定士補 94. 補償業務管理士
	物件調査	48. 1級建築士 11～15. 技術士(機械部門) 16. 技術士(電気電子部門) 91. 公認会計士 93. 税理士	49. 2級建築士 28. 技術士補(機械部門) 29. 技術士補(電気電子部門) 92. 公認会計士補 94. 補償業務管理士 95. 木造建築士 96. 中小企業経営診断士
	事業損失	48. 1級建築士	49. 2級建築士 94. 補償業務管理士 95. 木造建築士

業種区分の有資格者数の点数算定は、X欄の資格は有資格者数に5を乗じ、Y欄の資格は有資格者数に2(建設コンサルタントについては、別添「建設コンサルタント関係資格」に掲げる数値)を乗じ、その和に応じた点数を付与します。